

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和4年9月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和4年9月30日(金曜日)

午前9時58分開議
午前10時43分休憩
午前10時46分開議
午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第20号 令和4年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第21号 令和4年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

議案第22号 令和4年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第60号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

報告第21号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ

いて

報告事項

①災害復旧事業の進捗状況等について

②原油価格・物価高騰等への対応状況について

③台風14号による農林水産関係被害等について(速報)

出席委員(8人)

委員長	西山	宗孝
副委員長	島田	稔
委員	前川	收
委員	小早川	宗弘
委員	磯田	毅
委員	緒方	勇二
委員	河津	修司
委員	城戸	淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	竹内	信義
政策審議監	阪本	清貴
生産経営局長	楮本	亮治
農村振興局長	清藤	浩文
森林局長	大岩	禎一
水産局長	渡辺	裕倫
農林水産政策課長	徳永	浩美
団体支援課長		
兼水産振興課政策監	加藤	栄一
流通アグリビジネス課長	藤由	誠
農業技術課長	高野	真
政策監	武田	好文
農産園芸課長	池田	健三
畜産課長	鬼塚	龍一
農地・担い手支援課長	中島	豪

首席審議員

兼農村計画課長 青 木 公 平
農地整備課長 永 田 稔
むらづくり課長 吉 住 俊 郎
技術管理課長 伊 藤 寿 朗
森林整備課長 笹 木 征 道
林業振興課長 廣 田 邦 彦
森林保全課長 中 尾 倫 仁
水産振興課長 森 野 晃 司
漁港漁場整備課長 植 野 幹 博
農業研究センター所長 下 田 安 幸

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審議を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日もよろしくお願ひ申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、3点御報告させていただきます。

まず、当部におきます気象災害への対応についてです。

過去に例がない危険な台風として、宮崎県や鹿児島県に特別警報が発せられ、本県にも甚大な被害を及ぼすおそれのあった台風14号につきましては、9月18日に上陸後に勢力は弱まったことに加え、生産者の皆さんの事前の対策もあって、被害額は、速報値で43.7億円となっております。

また、7月から8月にかけての大雨では、球磨地域では農地被害に加え林道のり面崩壊や山腹崩壊が、玉名地域では農地被害が報告されており、9月6日の台風11号では、八代地域などで水稻の倒伏などが報告されております。

台風14号の被害に、これらを含めた現時点での本年の農林水産関係の被害額は、総額で58.1億円となっておりますが、過去5年間での被害規模としては大きいほうではありません。

一方で、球磨村の被害が局地激甚災害に指定されるなど、令和2年7月豪雨からの復興に取り組む地域において、再び被災する状況も生じております。

今後は、農業用ダムの事前放流などこれまでの取組を検証し、台風など災害情報の適切な把握に努め、気象災害に備えるとともに、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に部を挙げて全力で取り組んでまいります。

次に、熊本県産あさりを守り育てる条例が、今日1日に全面施行となりました。

条例では、輸入アサリの蓄養から純熊本県産アサリの生産に転換を進める特別回復区域と、県産アサリの生産をさらに増進させる育成促進区域を、関係市町、漁協との協議を経

て、知事が指定することとしており、本日、これらの区域を指定し、公示しております。これらの区域への支援に要する予算につきましては、今定例会に提案しており、後ほど御審議いただきます。

引き続き、漁業者、流通販売事業者、関係市町、県民の皆様と一丸となって、純粋な熊本県産アサリの適正な流通、販売の推進並びに資源回復に取り組んでまいります。

最後に、7月27日から8月31日にかけて八代海で発生したカレニア赤潮への対応についてです。

被害額は、19億円を超えており、平成12年に次ぐ過去2番目の被害となっております。

7月27日の赤潮警報発令以降、漁業者に対して餌止めなどの対策を呼びかけるとともに、漁業被害確認直後から、危機管理対策本部を設置し、赤潮の動向調査や被害状況の把握、被害防止指導を行ってまいりました。

今月8日には関係漁協が、14日には天草市、上天草市、芦北町、津奈木町の4市町長が、知事と県議会議長に支援に関する要望書を持参されました。被害状況やこの要望内容等も踏まえ、26日に赤潮被害に対応する補正予算を追加提案しており、こちらも後ほど御審議いただきます。

引き続き、本県養殖漁業が維持発展できるよう、関係市町、団体との連携を強化し、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

まず、予算関係では、補正予算関係が2件、条例等関係が3件、報告関係が6件です。

補正予算関係として、本年4月から7月の大雨に伴う災害復旧、県産アサリを守り育てる取組の着実な推進に加えまして、赤潮の被害に遭った養殖漁業者の早期事業再開に向けた支援等に係る予算として、14億2,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて762億円余となります。

次に、条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金3件を提案しております。

また、報告事項は、県が出資する公益法人等の経営状況報告が6件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

加えまして、その他報告事項として、建設常任委員会との共通の報告事項である災害復旧事業の進捗状況等のほか、原油価格・物価高騰等への対応、台風14号による農林水産関係被害等について御報告させていただきます。

以上、詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度9月補正予算総括表でございます。

(B)欄が通常分の9月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の通常分の9月補正合計額は、12億8,000万円余の増額補正です。

次に、(C)欄が追号分の9月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の追号分の9月補正合計額は、1億3,900万円余の増額補正です。

9月補正後の総額は、一番右、計の欄の一番下、合計額のとおり、762億円余となっております。

各予算の内容について各課から主なものを説明いたしますが、2ページの目次の下に米印、資料凡例として説明欄を設けております。

該当事業には、マル新、コロナ対策、7月豪雨、追号と記載しております。

恐れ入りますが、少し飛びまして、15ページをお願いいたします。

令和4年度繰越明許費の設定でございます。

一番下の合計額、農林水産部全体で76億3,000万円余となっております。

なお、繰越設定については、災害復旧事業や国土強靱化事業等の繰越事業が増大する懸念があることから、適正な工期設定のため、昨年度と同様、例外的に9月議会をお願いするものです。

農林水産政策課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

6ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明させていただきます。

2段目、国営事業継続地区推進調査費については、説明欄にありますとおり、広域基盤整備推進事業として、国営土地改良事業地区の農地の利用推進に向けた調査等に関する経費で、具体的には、完了地区における国が行う土地利用状況調査を県が受託するため、補正予算を要求しております。

3段目、農業農村整備調査計画費については、説明欄にありますとおり、新たに田んぼダム普及・拡大推進事業を実施いたします。

田んぼダムにつきましては、これまで令和3年度から実証実験事業として田んぼダムの効果検証を行ってきたところですが、2年に

わたるモデル地区での実証の結果、その効果が明らかになってまいりました。

今後は、田んぼダムの取組の普及拡大を進めるため、地域における取組を牽引する人材を育成する必要があり、研修会の実施や広報動画作成のための予算を要求いたします。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

7ページをお願いします。

上段の国庫支出返納金でございますが、説明欄のとおり、農業農村整備事業の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

具体的には、補助金の交付を受けた団体が仕入れに係る消費税の控除税額を確定した場合に、その相当分の補助金の返還を行うものです。

中段の団体営農地等災害復旧費でございますが、これは、本年7月の大雨等により被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村等に対する助成でございます。

下段の県営農地等災害復旧費でございますが、これは、令和2年7月豪雨で被災した芦北町の広域農道の復旧工事に伴う債務負担行為の設定でございます。復旧費全体で10億円、今年度から6年度までの工期で復旧工事を行うため、5年度、6年度について債務設定を行うものでございます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

8ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費の国庫支出金返納金につきましては、説明欄の鳥獣被害防止総合対策交付金でございます。

事業費が確定いたしましたので、国庫への返納をいたします。

それから、下段の土地改良費の国庫支出金

返納金につきましては、これは多面的機能支払事業でございます。こちら、昨年度の事業費が確定いたしましたので、国庫への返納をいたします。

この交付金につきましては、県が上乗せを行っておりますので、市町村の返納額からその分を差し引きまして、国庫へ返納いたします。

むらづくり課は以上でございます。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

9ページをお願いいたします。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、木材製品の国際競争力を強化するための施設等に対する助成で、製材加工施設へ安定的に丸太を供給するための高性能林業機械の導入を支援するものです。

4段目の現年林道災害復旧費は、本年度発生した林道災害の復旧を行う市町村に対する助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

10ページをお願いします。

治山関係事業について、まず2段目の緊急治山事業費は、説明欄のとおり、今年の豪雨等により発生した山地災害で、国庫補助を活用し緊急な復旧に要する経費を計上しています。

3段目の単県治山事業費も今年の豪雨によるもので、内訳として、説明欄1の単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない山地災害のうち、保安林内の復旧を県営で行うものを計上し、2の単県治山事業(市町村営事業)は、やはり国庫の対象とならない箇所のうち、保安林外の復旧工事を行う市町村に対する助成費を計上しています。

次に、下から2段目の治山調査計画費は、

令和2年7月豪雨により被災した五木地区の治山事業実施に必要な計画策定に要する経費を計上しております。

森林保全課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

16ページをお願いいたします。

16ページの議案第20号から議案第22号までは、いずれも令和4年度の農林水産関係の建設事業等につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業等につきましては、法律上、その経費について受益市町村に負担させることができるとされております。

この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聴いた上で、県議会の議決を経て、定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに16ページの議案第20号が地方財政法関係、19ページの議案第21号が海岸法関係、20ページの議案第22号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等に基づき設定したもので、受益市町村の同意を得ているものでございます。

農林水産政策課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

35ページをお願いします。

報告第24号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の36ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1の基本情報の(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的

としております。

2の令和3年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は2,800万円余の増で、主に公益目的事業会計における増加によるものであり、主たる要因は、除間伐の事業量が増加したためです。

37ページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、(1)の表のとおりであり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえて、利用間伐の推進に努めたほか、(2)のとおり、公社の有する知識、技術力を活用して、県からの受託事業にも取り組んだところでございます。

森林整備課は以上になります。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

報告第25号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の40ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成確保を促進することを目的としております。

2の令和3年度の決算の概要についてです。

41ページ(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、3億3,045万9,000円の減であり、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

その主たる要因は、決算時において市場金利の上昇により債券評価額が減少したためですが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少であると考えております。

続いて、3の事業実績等についてです。

事業名の①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険掛金の事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っており、基金の運用益等を財源とした事業です。

②以降の事業では、国や県からの補助及び委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会や林業就業希望者への長期研修、林業就業に関する広報活動のほか、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行っており、くまもと林業大学の運営の一部も行っております。

林業振興課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑ございませんか。

○前川収委員 7ページ、農地整備課ですが、基本的には災害関連と思って聞いていただければと思います。

台風14号、先ほどの御報告のとおり県下各地で、特別に大きな被害というわけではありませんけれども、想像以上に被害が少なくなくてよかったなというふうに思っています。

ただ、その中で、湛水防除事業をやっ

る平野地区の排水機場等々がああいう状況になったら、やっぱり事前に検査をしてきちっと動くかということをしておかないと、大変な被害になってしまう、排水機場が動かないということになればですね。

私は、この委員会ですっと言い続けてきたのは、排水機場は今も整備していただいておりますけれども、大事なことは、整備があった後に地元の土地改良区に引渡しをされると、これはどんな排水機場でもそうですよ。ところが、造ったメーカー次第においては、メンテナンスが全くできない。全くできないことはないかもしれませんが、例えば今回あった例で言うと、私が聞いた話なんですけれども、いい例で、氷川の排水機場が事前検査をしたら動かなかったと、当日。これはいかぬということ、どうしようかという話をしたら、これまで私たちが言い続けてきたことをきちっと履行いただいていたのだらうと思います。地元の業者さんが来て、その日のうちに直してくれたということで、事なきを得たということです。動かなかった、その日の朝の検査では。

そのとき、私、ふと想像したわけですね。もしも、その地元じゃない人たち、メーカーが、その仕事を取っていて、例えば福岡にいと、営業所は福岡ですとおっしゃった場合に、福岡からは、あの日はもうほとんど高速道路は止まっていたからね、来るだけでも何時間、来れるのかということ。しかも、技術員がちゃんとそこにいるのか全く分からない状況で、仮にそういう状況であったならば、排水機場が動かないままに、あの台風の状態を迎えるということになる、可能性としては十分あったわけでありませう。

今回はそうならなかったからよかつたんだけれども、そういうことを考えると、やっぱり引き渡すこと条件、その後のメンテナンスということまで含めて、きちっとお考えをいただきたいというふうに思っております。

て、今回その部分では被害が出なかったからよかつたけれど、毎年毎年これからも、まだ台風は全部終わっているわけではないでしょうから、この時期、出水期というのは、ずっとそのことを気にしていけないと、地域住民の暮らしが守れないということになります。

排水機場は、別に農地だけを守るわけではありませんから、宅地だって中にはあるわけですから、そういうことについてしっかりやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、現状とそういった緊急時の対策について教えていただければというふうに思いますし、その対策の中で変えるべきはしっかり変えていただきたいというふうに思っておりますので、まず第1点お尋ねをいたします。

そしてもう一つ、むらづくり課のほうにお尋ねしたいんですけれども、鳥獣被害防止総合対策交付金国庫返納金が出ておりますね。

毎年毎年、この委員会でも、鳥獣被害の重要性について、深刻な被害があるということについてお話をさせていただいております。その割には、お金が余りましたというお話であれば、どうも今の現場の鳥獣被害の現状から見れば、それは余らせずにしっかり使っていただきたいという気持ちがたくさんあるわけで、むしろ足りないぐらいだという思いがありますけれども、それが出た理由と、それからこの間何かの新聞で見たんですけれども、特措法というのができていて、県境をまたぐ取組が幾つかの県で既に始まっておりますけれども、本県においてはまだその特措法で取り組むという話は聞いておりません。そういう動きがあるのかどうか、お尋ねします。

以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

排水機場をはじめとした農業水利施設の重要性、故障した場合の対応というのは、委員

御指摘のとおり、農業だけでなく、生活にも影響するということが、非常に重要な取組と捉えております。

そういったことから、また、本当に緊急時によく故障するというところがございまして、また、排水機場でいけば特注品、工場製作品ということもあって、施工業者に後々メンテナンスをしてもらうというのが非常に大事というところは、当方としてもしっかり認識しております。

したがって、排水ポンプの据付け工事については、現在、総合評価で落札者を決定しておりますが、後々のメンテナンス、異常時、緊急時の支援体制ということを加算して受注業者を決定しているという状況でございます。

今御指摘のとおり、高速道路が通行止めになって、近くに技術者がいるということが大事じゃないかというところは、まさに今回、台風というところで大分通行止めもあったということで、私どももその部分はまた今後確認をして、しっかり対応、取組を進めたいと思っております。

今後とも、こういう適切な保全管理というのをしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

先ほど委員御指摘の国庫返納金の理由ということでございます。

実は、令和3年の10月ぐらいから令和4年の初めにかけて、少しイノシシ、鹿の捕獲が減ってきたというところがございます。

今まで国に非常にお金をつけていただいて、捕獲の数が伸びてきたということで、少し頭打ちになったところかなというふうに考えておるところでございまして、市町村によっては少し凸凹が出てきたというところでござ

います。

今まで捕れておるので、最後の最後までちょっと余計にお金を見積もっておって、少しだけ余ったというのが県北のほうとかに幾つかございます。そういうことで、余ってしまったというようなことでございます。

今後、余りが出ないようにしっかりと、市町村間のお金のやり取り等をうちが見てまいりまして、余らせないようにしていきたいというふうに考えております。

それから、広域の取組でございます。

本県では、今のところ県内に3地区、広域的な取組をする地区を考えて、菊池管内、天草それから芦北ということで考えて、今年から取り組んでいるところでございます。

県をまたいだ取組につきましては、今からというところかなと思います。

課題があるところに、しっかりとコンタクトしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○前川収委員 まず排水機場の話。排水機場にこだわるわけではありませんが、農業用施設の場合は、毎回言うとおりに造った後に移管するものですから、土地改良区にもらったりとか、それから市町村だったらよっぽどいいかもしれない。物はほとんど特注品ですよ、いわゆるどこにでもありますという話ではなくて、その造ったメーカーしか修理しきれぬというような、私も事例でそのことの苦い思いをしたのが何回もあるんですけれども。そういうときに、今から雨が降るぞとあれだけわんわんやって、ニュースで、テレビで、過去例のない台風だという話をされて、たまたま動かしてみたら動かなかったと。さっきおっしゃったように、あんなときに故障するんです、大体、本当に。でも、そのときに、たまたま今回は県内で、すぐ来ていただいて、すぐ修理ができた。

もしも、県外で、しかも福岡から、今でも

福岡の業者さんも入っていますよ。熊本に営業所がないところであって、その人がもし取って、どことは言いませんけれども、もし、あの通行止めの中ですぐ対応してくれと言われたら、多分対応できてないと思います。

そういう実態が今度あったから、むしろもう一回きちっとそのことの整理をしておかないと、本当にとんでもない、取り返しのないことになるわけですね。分かってない、知らなかったなら別ですけども、もう我々は問題意識を持っているわけですから、そういうことにならないようにしてほしいということ。

堰もそうですよ。下がらない、上がらないと、どっちもあるでしょうね。洪水時は堰がもし下がらなかつたら、その堰によって洪水が起きてしまったということにもなり得るわけですから、なるだけ地元できちんとメンテナンス、修理ができるということをもうちょっと担保してほしいなと思います。

多分、今発注なさっている中でも、加点の要件の話もありましたけれども、私から見れば、県内の補修か修繕か何かをしてくれた業者はいいんだという話をしてありますけれども、そうじゃなくて、地元で技術屋さんちゃんと営業所がないと、それは対応できるはずがないですよ。

その辺の確認をもう一回しっかりやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、鳥獣被害の話は、前も一回言ったとおり、市町村ごとに違うわけですね、若干、額が。それもまあ知らなかったでしょう、皆さん。そこがやっぱり大事なところで、もちろん100万ちょっと余ったという話は、まあ大した額じゃないのかなと思うけれども、我々の現場サイドで見れば、満ち足りているとか誰も思っていないよ。もっと捕ってほしい、どんどん増えているというのが現場の感覚ですね。ですから、交付金が足

りないので出せないというのはまた難しいのかもしれないけれども、いずれにしても足りないぐらいに捕ってもらわないと困るなどいうことをよく考えています。

それと、広域対応については、よくお話を聞きます。イノシシや鹿には県境はないんです。熊本が一生懸命追いかけると、私の地元は大分と県境があるんですね、山が。熊本で一生懸命やっていると大分に逃げるんですね、その先の小国まで行ってしまうということももちろんありますけれども。やっぱり広域的な取組をしていかなければならない時期が来るだろうし、それをやるということは集中的にやるということにつながってまいりますので、ぜひそれぞれの地域、熊本は県境が多いですから、福岡も大分も宮崎も鹿児島も県境がございますから、大変だとは思いますが、一体的に取り組まないと、熊本だけでどんなに頑張っても、一時他県に逃げたおいて、そして後でまた戻って来るといったことは必ず起きますし、県境を越えてはなかなかできないでしょう、今は。そのために特措法をつくってあるので、ぜひ取組をよろしくお願ひしたいと思います。

何かあればお願いします。

○吉住むらづくり課長 先生御指摘のとおりだと思います。

イノシシに県境はございませんので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

まずは、県内の市町村間で広域的に取組を始めたところがございます。

先生おっしゃるような課題があれば、他県とも連携してしっかり取り組みたいということがございます。よろしくお願ひします。

○前川収委員 土地改良はどうですか。実態的にはちゃんとなってますか。私は違うと思うけれどもな。

○清藤農村振興局長 先ほどから委員からお話があったとおり、土地改良施設は、地元で造った施設を移管して、地元の方々に、当然運営を、運転とか維持管理をしていただいていますので、しっかり運転、管理ができる体制を、造ったメーカーさんあるいは地元の支援業者さんが体制を取っていくというのは大事だと思っていますので、一応、先ほど永田課長が説明したとおり、今総合評価方式の中で企業の評価をやっておりますが、管理実態を再度確認した上で、どのような評価があるべきかというのを、もう少し検討、見直しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○前川収委員 ぜひ後々のことがありますので、そのことはきっちりやってください。でないと、本当に困った状態が生まれると思いますので、よろしくをお願いします。

私は以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 関連してですが、8ページのやつは、鳥獣捕獲に対しての補助金の返還ということなんでしょうか。

○吉住むらづくり課長 返還につきましては、多くのものが捕獲の補助金が余ったというようなことでございます。この100万のうちの一部に、ジビエ認証施設とかそういうのに補助金を使おうと思っておったけれども、認証がまだ取れなかったので返還しますというようなものもございます。ですから、全部が捕獲の補助金の返還というわけではございません。

○河津修司委員 捕獲に対する補助金の返還というのも分かるけれども、鳥獣被害に対する防止柵とか防護柵ですね、これを十分予算

を取ってほしいというのが地元農家としては非常に――要望してもやっぱり予算が限られているから、これまでしかできませんと言われてなかなか設置ができぬもんだから、しっかりそこは予算を確保してほしいという要望が出ていますし、それから、さっきの捕獲については、以前は3県合同とか、大分県と福岡県と熊本県で合同でやっていたとか――宮崎県ですかね、そういうのがあったんですけども、今はないんですかね。

○吉住むらづくり課長 一部に、高森町と高千穂と、それから大分の竹田だったですかね、が合同で捕獲をしているということがございます。

ただ、昔からこの特措法に基づいてということだったかどうかは定かではございませんけれども、狩猟という形で行っておるということでございます。

農作物被害対策という面から少しずれておるかなというふうに思っておりますが、今後も農作物の被害対策として、課題があればしっかりと他県とも連携して、被害軽減に努めたいというふうに思っております。

○河津修司委員 その防護柵とかの予算についてはどうですか。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

国のほうに、しっかり要望をしていっております。

国のほうは、予算はかなりつけていただいておりますけれども、市町村の中で順番にというようなところもございまして、地域によっては十分ではないと考えられているところがあるかと思っております。

今後も、しっかりと要望をしてまいって、皆様の農作物被害の軽減につながるように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに

考えております。

○河津修司委員 それで、防護柵にしても、大分県のほうは頑丈にできていると。熊本のほうが何か貧弱というような話もあって、その辺のやっぱり状況も見ながら、そういった防護柵の設置について検討していただきたいと思えます。要望です。

○吉住むらづくり課長 しっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○緒方勇二委員 鳥獣被害のほうの話が出ましたので、吉住課長にお尋ねいたしますが、3地域で広域的な取組をやられるというふうに聞きましたけれども、先般、天草に行きましたら、私、農水の委員長をしておるときにお訪ねしたときは、イノシシの捕獲頭数は5,000頭でした。この間行きましたら、9,000頭でした。

で、島原半島に行きましたら、島原にはイノシシはおりませんでした、そもそも。で、今度行きましたら、島原半島、全部金網だらけでした、あのジャガ畑がね。ですから、多分海を渡ったんだろうと思えます。

で、生息頭数のやり方でいけば、10倍だったでしょう。ということは、9万頭ですよ、ね、天草は。

そして、電子レンジみたいにしてミイラ化にして、減容率が30%になるような、まあ焼却施設じゃないですね、あれ、天草と苓北がやっていましたね。それで、減容率が30%になるやり方で特殊肥料にするという話でした。

今度の飼料高騰とか資材の高騰に伴う減肥率といいますかね、そういうのに有効利用されたほうがいいですねというようなことをお話ししてきたんですけれども、要は鳥獣被害対策として、寄せつけないとか、出ない環境

づくりとか随分やってきましたけれども、もう既に9,000頭ですからね、天草は。だから、生息頭数を考えると、多分天草の島民より多いんじゃないかと思うんですが、被害額は減少だと、営農意欲が減退して被害額は出てないような言い方をされますけれども、実態はそうじゃないと思えますよ。

ですから、いろんなジビエの取組もされていきますけれども、やはり広域的な取組は——長崎県と海を行き来しておるはずで、あれ多分。だから、その辺のこともしっかりグリップしていただくことを考えていただきたいなと思えます。これは、もう答えはいいです。

それから、すみません、6ページ、もう一ついいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○緒方勇二委員 先ほど台風14号の話も出ましたけれども、この田んぼダムの普及拡大、推進で、これは効果のほどの検証結果、実証実験のですね、このことはまた別の機会に説明いただけるのかもしれないけれども、取組を牽引する人材育成等に要する経費ということで今回載っていますけれども、その育成する人材のイメージが湧かないんですよ。この辺のことをちょっと教えてください。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

ありがとうございます。

田んぼダムにつきましては、まず、ちょっと効果のほうにつきましては、先日、有識者委員会を開催いたしまして、今年降りました雨のうち、7月に降りました降雨につきましては、7月に降りました降雨につきましても、実際の田んぼダムに降った雨の量と実際に出ていく排水量を比べますと、今回、7月の雨の大きさというのが、10年に一度ぐらい降るよ

うな雨だったんですけれども、これが10年に一度降るような雨が降った場合には、大体ピークの排水量は8割減らせるというような結果が出てきたところでございます。

こういった結果もございますので、田んぼダムぜひ進めたいということもございまして、先ほど申しました人材の育成ということを今予算要求させていただいているところでございます。

この人材のイメージにつきましてですけれども、今後田んぼダムを進めていくときに、これまで、人吉・球磨地域は、県の実証実験事業を通じて田んぼダムを推進してきたところですが、今後は、ぜひ地域の中から自分たちでやるような取組というのを進めていきたいと思っております。自分たちでやろうという発意があったときに、そういった方々をまとめて、田んぼダムを推進してくれるような方を考えています。

例えば、具体的に申しますと、土地改良区ですとか、あるいは多面的機能支払いの活動組織とか、そういった地域の団体さんの中のリーダーといったような方々がこういった役を担っていただければというふうに想定しているところでございます。

○緒方勇二委員 説明ありがとうございます。

ピーク流量が1割減少したというようなお話でしたね。（「8割」と呼ぶ者あり）8割減らすことができたんですね。

これ、市房ダムが本当に踏ん張り切れて、あんなふうにやってくれました、農業ダムでもありますから。

それで、そこと連動できるような可能性なのか、それとも今後、どちらかという堰板のほうを充実していくのかもしれませんが、逆にICTでコントロールするほうにいくのか分かりませんが、今回、台風14号でもバックウオーター現象が起きて、相当水田

も冠水しました。

で、ここが適地ですよとか、ここは田んぼダムとして有効なところですよとか、集落の周りだからこそ内水被害を減ずるにいいところですよとか、適地のほうを先にしっかり示していただいて、そうした上で、多面的のそういう取組の人たちの中から人材育成をされると、より効果的なんだろうと私は思うんですよ。実証実験で全体的に取り組みれました。で、結果を受けて、どこが一番効果があるのかという適地を、集落機能を守るのか、農地がやられると集落がやられる、集落機能が落ちると農地がやられる、この繰り返しばかりですから、農地整備の在り方等を含め、今後、田んぼダムのハードの部分も出てくるんでしょうから、そしてそれを実のあるものにするから人材育成が必要なんだということでしょうから、しっかり、どこが有効ですよというようなことも併せて、人材育成の中にそういうことも示していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○青木農村計画課長 ありがとうございます。今しっかりと取り組むようにとのお話いただきましたので、農地整備も含めて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○西山宗孝委員長 ほかにございせんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分間休憩いたします。

再開は、50分に行う予定でございます。よろしくお願いたします。

午前10時43分休憩

午前10時46分再開

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに近づいて明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔をお願いいたします。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、公社営畜産基地建設事業国庫返納金につきましては、公社営畜産基地建設事業で整備した施設の処分に伴う国庫返納金でございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

5ページをお願いします。

上から2行目、農業総務費の国庫支出金返納金は、過年度に農地中間管理機構を利用した農地集積に対して交付された協力金のうち、農地の賃借契約が中途解約により交付要件を満たさなくなったものを国庫へ返納するものでございます。

次の農用地利用集積等推進基金積立金につきましても、同様に過年度に交付された機構集積協力金の返納ですが、平成30年度以前においては県基金からの交付でありましたので、基金へ積み戻すものでございます。

農地・担い手支援課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

11ページをお願いします。

2段目、水産物流通対策事業費の説明欄、純粋な県産あさりの流通戦略推進事業につきましては、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、県産アサリを適正に流通、販売する熊本モデルの構築のための漁場から販売までの監視体制の強化や同モデルに参加する販売協力店への説明、アサリ的大型化による魅力向上の取組などに要する経費でございます。

3段目の水産資源保護育成事業費の説明欄、県産あさり資源回復事業につきましては、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、県が指定した区域で蓄養から漁業に転換するためのアサリ増殖の技術移転や、生産性向上のための各漁場の特性に応じた網袋や被覆網の設置、食害生物の駆除の取組など、アサリ資源の回復に取り組む漁協に対し、その取組に必要な費用に支援するものです。

補足の説明ですが、別に1枚お配りしております説明別添資料、「資源特別回復区域」・「資源育成促進地域」についての1ページをお願いします。

この資源特別回復区域、資源育成促進区域は、熊本県産あさりを守り育てる条例の第13条及び第14条に規定しておりますが、9月1日にこの規定が施行したことに伴い、この区域を指定するものです。

13条で規定しています特別回復区域は、蓄養を行わない漁場を管理する漁協を対象に、輸入アサリの蓄養から漁業に転換できるよう、新たな生産体制の構築を目的に、漁協からの申請に基づき区域を指定するものです。

これまで蓄養をやめられた滑石漁協を対象に、アサリの資源回復に向けた取組についての意見交換、関係施設との協議を行っており、今回、漁協からの申請を受け、本日6月30日に区域への指定を行い、公示することとしております。

また、14条で規定しています育成促進区域

は、蓄養を行っておらず、アサリ漁場を有する漁協を対象に、県産アサリの生産性の向上を目的に、県が区域を指定するものです。

これまで、有明海、八代海の20漁協を対象に、アサリの資源回復に向けた取組について漁協との意見交換や関係市町と協議し、各漁場の特性などについて評価、検討を行っており、本日、区域指定を行い、公示することとしております。

2ページに、今回指定しますあさり資源特別回復区域、育成促進区域をお示ししていますが、赤色の区域が特別回復区域で、1漁場を指定することとしております。

また、青色の区域が育成促進区域で、有明海で5つの漁場、八代海で5つの漁場を指定することとしております。

1ページをお願いします。

下段の参考は、今回、9月補正予算で提案しています県産アサリの資源回復事業の各区域の支援内容についてですが、参考1は、特別回復区域の支援内容で、県が主体的に関与し、天然アサリの採苗や育成に係る効果調査や漁協へのアサリ増殖の技術移転の取組、また、技術移転を受けた漁協の取組を支援することとしております。

参考2は、育成促進区域の支援内容で、アサリの保護、育成のための被覆網等の設置や食害生物であるチヌの駆除の取組を支援することとしていますが、今回の予算では、秋から冬にかけては、ノリの養殖の期間であり、また、潮もあまり引かないことから、区域指定した20漁協のうち、赤字で示しております12漁協を対象に支援することとしております。

補足説明は以上です。

農林水産常任委員会説明資料11ページをお願いします。

4段目の漁場環境等対策事業費の説明欄、赤潮被害経営再建緊急支援事業につきまして、今年7月から8月に発生したカレニア赤

潮で甚大な被害を受けた養殖業者が早期事業再開できるよう、中間魚の購入などを支援するもので、追加提案しております。

補足説明ですが、12ページをお願いします。

赤潮被害に遭った養殖業者の早期事業再開等に向けた支援についてです。

中段左側の赤潮の発生及び被害状況についてですが、(1)カレニア赤潮の発生状況は、7月27日に天草市御所浦町地先で、赤潮警報の基準値を超えるカレニア細胞が確認されたことから、八代海に赤潮警報を発令しました。

8月8日に津奈木町から、8月12日には上天草市から被害発生の報告があっています。

8月15日には、有明海側の天草市志柿地先でも赤潮が確認され、有明海にも赤潮警報を発令しております。

その後、赤潮は衰退し、有明海、八代海ともに着色域はなくなり、8月31日に赤潮警報を解除しています。

(2)の被害状況については、9月9日までに関係4市町から、シマアジ、マダイ、トラフグなど養殖魚214万8,000尾、アコヤガイなどの養殖貝76万8,000個の被害が報告されており、平成12年に次いで過去2番目となる19億2,500万円の被害額となっております。

被害に遭った養殖業者への支援についてですが、近年の養殖業は、新型コロナや飼料、資材の高騰の影響など、厳しい状況にあり、このような厳しい中で、漁業者の経営努力と共済制度の枠組みだけで今回の甚大な被害を乗り越えていくには相当な困難が伴うことから、関係市町と連携し速やかに支援策を実施できるよう、養殖業者の早期事業再開等に向けた支援を行うこととしております。

具体的には、中段右側の目的・概要ですが、既存制度である国の制度の無利子化による資金繰り支援、養殖共済の掛金への支援のほか、今回新たに赤潮被害経営再建緊急支援

事業として、市町が行うへい死魚処理への支援、養殖業者の早期事業再開に必要な中間魚購入への支援、さらに今後、赤潮発生に備えた赤潮駆除材の購入への支援に必要な予算、総額1億4,000万円を提案しております。

また、中間魚購入への支援については、養殖共済制度は餌代や人件費などの養殖に要した経費までの補填であることから、下段のイメージ図のとおり、中間魚の購入経費のうち、共済制度の対象とならない部分を一部コロナ交付金を活用し、県と市町で2分の1を支援することとしております。

下の赤潮被害への支援策については、赤潮に係る全体の支援策についてお示ししております。

赤潮への対応については、令和4年度当初予算において、漁業共済への加入支援や赤潮被害防止対策として、1の共済掛金への支援、2の赤潮の観測と養殖業者への情報発信、3の赤潮発生に備えた赤潮防除剤の配備、4の低利・無利子の融資など総額約4,500万円を予算化しております。

今回、平成12年に次ぐ過去2番目の甚大な赤潮被害が生じたことから、早期に養殖業者が事業再開できるよう、9月補正予算として、5の市町へのへい死魚処理への支援、6の新たな種苗・中間魚の導入支援、さらに3の赤潮防除剤の追加配備に必要な予算、約1億4,000万円を提案しており、総額で約1億8,500万円となります。

説明は以上です。

11ページをお願いします。

下から2段目の栽培事業運営費の説明欄、種苗生産施設整備費につきましては、今年7月に発生した台風4号により、牛深の種苗生産施設において、種苗生産に必要な親を養成する海面いかだが被災したことから、そのいかだの修繕に要する経費でございます。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

14ページをお願いします。

海岸漂着物等地域対策推進事業費は、令和2年7月豪雨により八代海の海底に沈んだ流木等が流し網漁に支障となっておりまして、これを回収、処分するために、また、有明海の白川河口域に設置しておりました漂流物対策フェンスの一部が流出、破損しましたので、その機能回復のために必要な経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

23ページをお願いいたします。

報告第21号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の24ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1の基本情報のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業を実施することにより、野菜生産農家の経営安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

次に、2、令和3年度決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

当期の法人全体の正味財産増減額は、300万円余の減となっており、主に公益目的事業会計の減によるものでございます。

次のページの(2)を御覧ください。

当期正味財産の増減の主たる要因につきましては、一般正味財産増減の部において、公益目的事業の実施に係る事業管理費が増加し、寄託金、交付準備金受け取り利息等の収入が減少したためでございます。

なお、これにつきましては、令和5年度から構成団体でございますJAが負担金を増額する計画となっており、収支は改善する見通しとなっております。

次に、事業実績等についてでございます。

まず、資金の造成につきましては、交付予約数量約2万4,000トンに基づきまして、造成額は15億100万円余となります。そのうち、6億2,500万円余は、国の造成分といたしまして、農畜産業振興機構に積み立て、残りの8億7,500万円余が本協会の必要造成額となっております。

本協会の造成額は、前年度からの繰越額を充當いたしまして、差額の4,300万円余を県、経済連、生産者の3者で造成、払戻ししております。

次に、(3)の補給交付金の交付実績でございますが、昨年度は、アスパラガスや冬春トマトなど14品目につきまして、合計9,100万円余を交付しております。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

27ページをお願いいたします。

報告第22号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の28ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導及び畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給となっております。

2、令和3年度の決算の概要についてでございます。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、法人全体の今期の正味財産増減額は、2億8,700万円余の増となっております。

次に、決算のポイントとなる当期の正味財

産の増減について御説明いたします。

29ページ、(2)を御覧ください。

その主たる要因として、肉用牛肥育経営安定制度の生産者負担金につきましては、令和2年4月以降、納付が猶予されておりましたが、令和3年6月から納付が再開したことから、積立金が前年度より大きく増加しました。また、同制度の交付額につきましては、積立金と比較して少なかったことから、当期正味財産が増加したものとなっております。

3の事業実績等についてです。

(1)、(2)、(3)が公益目的事業で、(4)が収益事業となっております。

まず、(1)は、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、県や独立行政法人農畜産業振興機構の事業等を活用しまして、畜産農家に対し情報提供や経営改善指導などを行っております。

(2)は、家畜衛生対策の推進でございます。家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金支援制度など、衛生対策を推進しております。

(3)は、畜産物の価格安定対策の推進でございます。肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定交付金制度において、生産者積立金の管理及び補填金の交付業務等を実施しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進でございます。家畜の登記、登録や肉用牛の産肉能力の統計的な分析等を実施しております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

31ページをお願いします。

報告第23号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてで

す。

概要は、次の32ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、農業の発展と農家経営の安定向上に寄与することであり、農業公社では、農地保有の合理化、畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化や農業後継者の育成確保、農業公園の管理運営を実施しております。

次に、2の令和3年度の決算の概要についてです。

(1)に正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

次ページの(2)当期正味財産の主な理由を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は197万2,000円の増となりましたが、主に公益目的事業会計における増加によるものです。

その主な要因は、農地中間管理事業の特例事業である農地売買等事業の黒字と収益事業からの振替によるものであり、当該剰余金は、次年度に公益目的事業で使用する予定です。

次に、3の事業実績等について御説明します。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理事業による農地の貸借については、貸付実績で1,449ヘクタールとなりました。

(2)の農地の売買事業については、売渡し実績で153ヘクタールとなり、前年度を10ヘクタール上回る実績となりました。

(3)の新規就農支援事業については、新規就農支援センターの活動を通じて、745件の相談に対応しております。

最後に、(4)の農業公園管理運営等事業についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、入園者数は、前年度比202%の約30万人となりました。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

43ページをお願いします。

報告第26号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の44ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と水産環境の保全に寄与することを目的としております。

2、令和3年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額はマイナス929万3,000円で、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

主たる要因は、人件費に係る支払い退職金及び種苗生産費に係る燃料費の増加等ですが、公益目的事業を実施する上で支障ない範囲の減少となっております。

3、事業実績等についてです。

(1)の公益目的事業である里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなど9魚種の種苗生産、配付を行うとともに、栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ99万8,000尾、ヒラメ57万5,000尾を放流するなど、共同放流事業を推進しております。

また、クマモト・オイスターなどの種苗生産技術開発試験やタイラギなどの中間育成技術開発試験を県から受託し実施しております。

さらに、八代漁協が行う種苗生産、各漁協

が取り組む種苗の中間育成や放流に対し指導や助言を行うとともに、小学生の研修の受入れや啓発活動に取り組んでおります。

(2)の収益事業であるその他の事業につきましては、養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗38万尾を生産し、配付しております。

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況についての説明については以上でございます。

水産振興課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑ございませんか。

○前川収委員 5ページの農地・担い手支援課のほうで、今回の議案の中では、集積化事業について返納金が生まれたということですが、これは途中で変わることはあり得る話だと思っていますから、やむを得ない部分が多いと思います。

ただ、農地集積を進めていく上において、なかなか誤解が多くて、自分の土地が人に預けると取られてしまうみたいな、非常に初歩的な話なんだけれども、そういう誤解が多くて集積が進まないという点を体験したことがあります。その点についての説明をやっぱりしっかりやっていただく、つまり農地集積のほうに参加していただいても、現状、自分で今やっている農作業を変える必要はありませんということをちゃんと行ってあげないと、参加したら全然違う、自分のその主導権というかな、経営に対する自分の思いというのが反映できなくなるというような思いを持つ方

がやっぱりいらっしゃるんですね。その点について、どういう説明をなさっているのかが第1点、ぜひ聞かせてください。

それともう一つ、ちょっと議案から外れますが、前半後半分けてあるので、本当はその他で質問すべきところであろうと思いますが、答弁者がいないかもしれないので、あえてここでさせてください。こういう事情ですから。

今TSMCをはじめとした半導体企業の集積がいよいよ始まろうとしていまして、特に県北地域においては、土地の需要がとても高まっているということ、これはマスコミ等で報道されているとおりであります。これからますます具体的になってきておりまして、その需要に応じていくということの前提においては、その土地の種別の中で、農地をやっぱり農振除外をしたりとか、そういうことをやらざるを得ない環境が生まれてくるんだろーと思っています。それはやらなくて済むんだったら、それはそれでいいんでしょうけれども、そのことに備えて、例えば県として、ここまでだったら農振外しましょうとか、市町村任せじゃなくて、県としての大きな計画でやらないと、そもそも農地法の持っている、要するに乱開発は防ぎましょうという趣旨から外れてしまうと思うんですね。ある程度まとまった範囲の中できちっと一定の整理をしながら開発していくということが、今まではほとんど語られてきておりませんが、そういうことも必要じゃないかなと思います。

例えば、嘉島町とかは、町が中心となって、いろんな開発計画をつくって農地の中でも工業導入をやったり、商業導入をやったり、住宅地を造ったりという形をされていますけれども、農振だから駄目ですということではなくて、そういったきちっとバランスの取れた計画というものがつくれるのであれば、農地の中でもきちっと守るという意味も

含めて、虫食いをさせないという意味も含めて計画をつくっていきけるんじゃないかなというふうに思っていますが、その点についてのお考えを聞きたいと思えます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まず、1点目の農地集積についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、農家におきましては、やはり農地集積、これによりまして貸し手、出し手の関係におきまして、やはり御指摘のような不安を抱かれる方もおられると思えます。

そういった中で、基盤強化法といいますものが、これは出し手側をしっかりと守るという視点にもなっております。そこで、しっかりとその辺りを農業委員会のほうからも出し手側の農家、そして受け手側の農家に対しましてもしっかり説明ができるように、これからも市町村の農業委員会におきます農地集積におきまして、県としましても助言、指導等を行っていきたいと思えます。

続きまして、2点目のTSMCに関連しまして御説明をさせていただきます。

やはり委員御指摘のとおり、このようなTSMCの開発関連も含めまして、大規模な工業用地の確保というものが今後進められていくものと思えます。

しかしながら、農地の確保につきましては、農地の農業生産の振興を図る上で非常に重要なものと認識しております。

そういった中で、とはいえ、このような市町村におきます開発等におきましては、やはり優良農地の確保という観点をしっかりと持ちながらも、農業の、いわば農村地域における農業生産の一方で、工業団地とかそういったもので就業の確保だったり地域振興を進める上では、そういったものも必要ではないかというふうにも認識しております。

そういった中で、しっかりと市町村におきますこのような開発行為等が行われる際には、いろんな法関係とも調整をしながら、市町村におきます農業用のしっかりとした利用調整、それを踏まえまして、県としましても市町村からのそういった開発の利用調整があった際には、相談等によりながら個別に対応をしていかなければならないというふうに認識しております。

とはいえ、しっかりと農振法、それから農地法その解釈を基に対応してまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員 まず、第1点のほうですけれども、完全に自分が就農してなくて、もしくはもう農業はできないという方がお貸しになる部分は、まああまり問題はないというかな、大丈夫なんですね。

まだまだ、若手というかな、体が動いて、自分で就農していて動いているという人が、ここに参加すると自分の経営ができなくなるというような思いを持たれる方があるから、そこは主体的に自分でやって、参加はしているけれども、そこで農業を借りてやる形で、今までと変わらない形ができるんですよという説明があまりないんですね。それ言ってみないと、では自分はやめなきゃいけないの、自分は自分の土地で農業をしたいのに、農地集積に参加することによって、自分が農業できなくなるという、そういう思いを持たれないように説明してくださいということでもありますので、ぜひそこは地元の農業委員会等とも話をし、説明の仕方でしょうけれども、ぜひそのことは誤解のないように言っていただければと思えます。

それと農地の利用については、非常にデリケートで難しい問題だというのはよく分かります。ただ、私たちは農地を守らなければならない前提の中にはあっても、これだけやっぱり需要があれば、全体的な利益のためには

少し農振を外させてもらおうということ。ただ、無秩序じゃ駄目ですから、きちっとした合理的な形を取りながらであれば、できるんだらうと思っています。

ただ、大規模にそれをやるという形がまだ生まれてない、今回の一連のTSMCの開発が発表されて以降、まだ該当地域の中においてそういう話は聞いてないなということを感じていますし、私の地元でもニーズがあるんですけども、なかなかそこまで行ってないということは、なぜなんだろうなということや、なぜずっと疑問に思っています。もちろん需要がないからやらないのであれば何の問題もありませんけれども、需要があることはもう間違いないなというのは感じていますが、そこに至らない理由というのは何か。農振は絶対もう駄目で、一生、農振は100%外れることはないという錯覚というかな、誤解がまだあるんだろうなということを考えております。農地を守るサイドから、どうぞいいですよとは言にくいというふうに思いますが、いずれにしても、必要な要件、今も法律上必要な要件をきちっと備えて、それぞれの法律にかなう形の中であれば不可能ではないわけですから、そこを少し、県として総合的な判断というものをやっていただければと思いますが、部長いかがですか。

○竹内農林水産部長 委員がおっしゃる農地の利用のお話なんですけれども、TSMCを起点といたしまして、内々にはいろんな打合せというのは、土地に関してもやっております。

ただ、無秩序な、いわゆる農地の開発というのはできないとなりますと、基本的には、やはり工業団地等公が整備する部分については、農振除外についてはきちんと一連のやり取りをして、必ずしも全部排除しているわけではございません。

また、市町村のほうにおいて、市町村計画

できちんと位置づけて、先ほどちょっと担当課長も申しあげましたけれども、いわゆる雇用を確保する、農業者の雇用を確保するような形でやっていくということもできますので、基本的には、やはりしっかりと計画を立てていく必要があります。

その計画の中に県が主体的にどこまで入っていくかということにつきましては、まずは、内部的にPTを置いていますので、そういったところでの、庁内での議論をやった上で、市町村のほうとどういいう話ができるのか、ちょっとしっかりと考えていきたいと思っております。

○前川収委員 すみません、最後です。

ニーズがあるけれど、どうしていいかわからない、農地だからお手上げだという状況にだけはしないように、やっぱりそこにはチャンスはまだあると。もちろん、さっきおっしゃったように、無秩序にやっただうぞということが言えるわけではないことはよく分かっていますけれども、何かそこで止まっているような気がしますので、ぜひその点は、柔軟にやりますと部長が言うわけにもいかぬでしょうけれども、そこはしっかりと考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 農地・担い手支援課にお尋ねいたします。

農地の中間管理事業で、私は疑問にちょっと思うところがあるんですが、今回、借入実績と貸付実績。

現に、耕作者第一主義に立てば、相続ができていない農地が存在して、その昔ずっとその農地を面倒見てました、その方がある日突然、相続人なんですか、現れて中間管理機構にその農地を預けた。しかし、隣接の

農地を常にずっと長年にわたって面倒を見てきたにもかかわらず、そこには声がかからず、とんでもないところから新たに耕作者が現れたとか、そういう、まずは隣接の状況ですよね。こういうことは、当然農地集積専門員とかおられるんですから、その辺のことははかられているんですよね。相続に絡む部分もあったり、相続人がたくさんおられてとかある場合もあるので。そして、片方では、JAもこの管理事業をやられていますよね、売買のこともありますから。その辺との関係です、しっかり頑張っていたらいいなと思いつつも、まずは、私が長年耕作してきたんですから私に声がかかってしかるべきでしょうというような声も聞くところなんです、こういうことはどういう裁きになっているんですかね。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

ただいま委員のほうから御指摘のありましたような事案につきまして、そのような事案が生じた場合につきましては、基本的にそういった事案も特別な例という場合もあるかもしれませんが、市町村におきまして農業委員会、そして農業公社、また、今お話がありましたJA、そういった関係機関との調整等をしっかり図っていただきながらやっていたりしているものというふうには認識しております。

ただ、委員の御指摘のような案件が出てきた場合には、非常に相続関係とか問題等もいろいろ生じる場合もございます。

ですので、やはりそういった際には、隣接で作られていた方が対象となる農地を引き続き耕作するとか、また、そこに公社のほうで紹介して、第三者のほうに貸付けをする、そういった場合の調整が、問題が生じないように適切に対応していかれるように、今後も農業公社のほうにも、そういった事案の場合に

ついて問題がないような対応を取られるようなことを、指導といいますか、はかりながら対応していければと思っております。

○緒方勇二委員 よろしく申し上げます。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第20号から第22号まで及び第60号について一括して採決をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることについて、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次御報告をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告事項3項目につきまして、農林水産政策課から一括して御説明させていただきます。

報告資料①をお願いします。

災害復旧事業の進捗状況等について御説明いたします。

1 ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは、県事業です。

土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年8月末の契約額は323億円で、65%が契約済みとなっております。今後も、発注計画に基づき適切に発注していきたいと考えています。

なお、下段は、参考までに市町村事業の状況を掲載しております。

2 ページをお願いします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段①のグラフは、熊本地震後の年度別の状況、下段の②のグラフは、令和3年4月以降の月別の状況、3ページの③は、令和4年度の発注機関別の状況です。

2 ページ上部の枠内に状況をまとめております。

県工事の不調、不落率は、令和2年7月豪雨災害以降上昇し、令和3年8月から11月にピークとなり、その後下降傾向にありましたが、令和4年度に入り、発注の増加に伴い、やや上昇傾向にあります。

地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連工事が集中している県南地域において、八代・芦北地域においては落ち着いてきているものの、球磨地域においては、依然として不調、不落が発生している状況です。

4 ページをお願いします。

参考として、これまで実施した不調、不落対策を一覧にしております。

この中で、第4弾の1行目、指名競争入札対象拡大については、発注ピークを終えたこ

とから、予定どおり、本日までで終了することとしております。

今後も、広域本部、地域振興局とともに、地域の建設企業の状況や不調、不落の状況を注視し、現状に即した適切な対策に取り組み、一日も早い被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

報告資料②をお願いいたします。

原油価格・物価高騰等への対応状況について御説明します。

1 ページ、A3版資料をお願いいたします。

上の枠内4行に概要をまとめております。

農林水産業においては、令和2年と比較し、燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格は1から4割上昇しており、農林漁業者の経営への影響が拡大しております。

下の現状の欄に、価格の推移をグラフ化しております。令和2年を100とし、令和4年7月時点の指数を示しております。

上から順に、A重油は143.1、肥料は141.8、畜産飼料は146、配合飼料は113.5、農業用ビニールは109.2となっております。

上の枠内2行目でございますが、これまで、4月の緊急要請、5月の政府提案において、国に対し既存セーフティーネット事業の予算積み増しや運用改善、省エネ機器、設備の導入支援、肥料高騰への対策等を要望してまいりました。

下の国への緊急要望・政府提案の欄に詳細を記載しております。

下線をつけた項目は実現したもので、朱書き部分は現時点で実現していない項目でございます。

上の枠内3行目でございますが、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し、県独自に、園芸特産事業者の省エネ資機材の導入支援や、肥料や配合飼料高騰による生産者負担の軽減などの対策を措置しました。

下の主な対策の欄に国及び県の主な対策を

列挙いたしております。

上の枠内4行目に記載しておりますが、今後も物価の動向を注視し、必要な対策を検討してまいります。

関連事項としまして、資料の一番右、オレンジ色部分に、国において創設されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の概要を記載しております。

予算額は、全国6,000億円で、本県への配分は62億6,000万円の見込みです。農林水産部におきましても、本交付金の活用について検討してまいります。

なお、2ページ目以降は、現時点の対策一覧でございます。参考として添付しております。

報告資料③をお願いします。

台風14号による農林水産関係被害等について、御説明いたします

1ページをお願いします。

今回の対応につきまして、概要をまとめております。

1つ目、農作物の品目ごとの事前、事後対策を取りまとめた被害防止技術対策を発出いたしました。

2つ目、清願寺ダム、志岐ダム、教良木ダムでは、予想される降雨量が治水協定の基準降雨量を超過したため、事前放流を行いました。貯水能力の最大化を図りました。

3つ目、牛深ハイヤ大橋について、歩行者、自転車、バイクの交通規制をいたしました。事故や橋梁の異常は確認されておりません。

4つ目、林地開発中の現場の緊急調査を実施しましたが、異常は確認されておりません。

最後の2行でございますが、農林漁業者の適切な対応等もありまして、県全体としては被害の最小化が図られたと認識しております。

清願寺ダムの事前放流をはじめ、今回の取

組をしっかりと検証し、今後の対応に生かしてまいります。

下の表は、9月26日時点の被害速報です。

項目ごとに主な被害状況、被害箇所数、被害額、主な被害地域を記載しております。

被害額の合計欄のとおり、現時点の速報値で43億7,000万円となっております。内訳として大きいものは、農地、農業用施設の18億3,000万円と林業の山腹崩壊等の23億3,000万円です。地域としては、球磨地域が多くなっております。

下の2ページに主な被害写真を掲載しております。

番号順に、①は栗の落下、②は栈橋の損傷、③は水稻の倒伏、④はヨシ等の漂着、⑤はダム湖への土砂等の流入、⑥は農道の損傷、⑦は山腹の崩壊、⑧は牛舎屋根等の損傷、⑨はビニールハウスの損傷の状況です。

3ページをお願いします。

清願寺ダムの事前放流の取組について、説明いたします。

(1)ダム及び治水協定の概要でございます。

清願寺ダムは、防災及びかんがいを目的とする多目的ダムです。また、既存ダムの利水容量の一部を洪水調節に活用するため、関係者で球磨川水系治水協定が締結されています。清願寺ダムの事前放流は、かんがい容量のうち、71万8,000立方メートルの範囲内で実施することとなっております。

(2)今回の事前放流の取組状況です。

台風14号の来襲に当たり、治水協定で設定された基準降雨量を予測降雨量が超過したことにより、関係者で協議し事前放流を行いました。事前放流の実施により、21万8,000立方メートルを確保し、全体で214万6,000立方メートルの洪水調節容量を確保することができました。

農林水産政策課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 2番の原油価格・物価高騰等への対応状況についてでありますけれども、今回、6,000億円の予算が国のほうから示されました。地方交付金という形で示されたわけでありますけれども、この電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というのは、非常に幅広な交付金だというふうに思っております。

ただ、お願いしたいのは、現状、産業界の中に価格転嫁できない産業があるんですね。つまり、原価が上がりました、原価が上がれば、それは製品とか販売価格に乗せながら、普通の経済であればしのいでいくという状況が生まれるんでしょうが、基本的に、その価格を乗せられない、転嫁できない、農業もそうですし、ほかにも幾つか私はあるというふうに思っておりますけれども、そういったところに対しては、これ結局我慢するしかないわけですね、農家は。原材料は上がりました、販売価格は一定ですという話ですから、ほかの産業とは全く違います。

ぜひその点について、これまでもしっかりお取組をいただいておりますし、特に肥料関係等々については県が先行して制度をつくっていただき、それを後追いする形で国が、まあ上乘せの制度ではありましたが、計画をいただき、今度はそれに乗り換えるという方向を県は取っていただいたというふうに思いますが、ぜひその辺をしっかりと生産者、生産者団体等とお話をしていただきながら、実効性の高い政策をつくっていただければありがたいなというふうに思っています。

もう一つ。多分これは一過性では終わらな

い、しばらく続くんじゃないかなというふうに思っていますので、そういう点から見れば、やっぱり国の制度とか、もしくは農業の今の価格転嫁できない、その部分を何とか変えていくということも、今度の意見書の中にも実は御提案をさせていただく内容になっていきますけれども、ぜひそういったことも知恵を絞って考えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお祈いします。

ぜひ何かあればお祈いします。

○竹内農林水産部長 ありがとうございます。

私どもも、この地方交付金の創設に伴いまして、現在、中で、農業者、それから林業者、水産業者のためにどういったことが必要なのかというのを検討しております。

先ほど委員もおっしゃいましたように、全体としての部分、全国一律のやはりこういう状況ですので、一つは国のほうに引き続き、やっぱり継続的な支援というのを祈いする。その一方で、県としては、生産コストをいかに下げる取組ができるのか、そこらあたりは今後、長期的に引き続きやっていくべきところだと思っています。

それから緊急対応として、今回のこの交付金を使って、生産者の皆さんの負担が軽減できるようにしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○緒方勇二委員 原油価格、物価高騰等の対応状況について説明いただきました。

現状を受けて、国への緊急要望をいただいで、主な対策を示させていただいています。

本当に、この緊急要望の中でいけば、肥料や飼料のことをしっかり要望されたということですが、先ほど前半グループの中でも言いましたけれども、イノシシを、結局ああいうふうに減容化して特殊肥料にするとか、ある

いは山村多面的機能発揮事業とかで、侵入竹林なんかをたくさんきれいにしていただいていますよ、いろんな団体ですね。

あれ、本当は処分の仕方としてちょっと考えないかぬなと思うんですが……例えば酪農で竹の粉にして食い込ませたら、すごく腸内環境がよくなってとか、搾乳量は変わらないとかいうふうなことも聞きますし、逆に、炭にして水田に打ち込んで土壌改良剤としてバイオ炭にするとか、J-クレジットのこともありますから、そういう処分の在り方もしっかり育てていただきたいなと思うんですね。

イノシシも結局、捕ったらそういう化学肥料の使用料が減るとか、何かうまいこと、こういう転換ができる仕組みづくりを県の施策として講じていただく導きをしていただければ、いろんなことで取り組める団体が出てくるんだろうと思いますので。

それから、下水道の汚泥のこともそうですね。しっかりこれをやっていただかないと、農家のこの現状を見たら大変だと思います。ですから、そういう導きをぜひやっていただければと思います。

これは要望です。

○西山宗孝委員長 要望ですね。

○緒方勇二委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○河津修司委員 台風14号に対する被害で、ここに写真も出ておりますけれども、水稻の倒伏、これについて、以前は農業共済で見える場合、大した被害として、実際支払うときには、何と言うか、共済金の支払い額が少なかったんですが、今でもそうなんですか。見かけは確かに悪いけれども、収量そのものは、以前は収量方式でやっていたものだから、収量はあまり下がらないというようなことで

……。ところが、これ、刈る人は大変なんですよね。それから、実際は芽が出ていたりして価格も下がる。今度は農業共済の方式も変わりましたから、大分その辺見れるのか知らぬけれども、実際どれぐらいの被害額を倒伏に関しては見ているのかをお聞きしたいと思います。

○加藤団体支援課長 団体支援課です。

実際の評価につきましては、御存じのとおり、災害の査定員の方がその部分で査定されますので、それぞれの実情に応じた査定は行われていると思います。

ただ、今いただきました御意見のほう、こちらのほうは確認して、また後ほど御説明させていただきますと思います。

以上です。

○河津修司委員 評価委員といっても、昨年から変わっている、収入方式をやるようになってきているから、実際は評価委員が全部見るわけじゃないのかなと思うわけですがけれども、その辺はしっかり、見てやれるところは見れるように、まあ農業共済とも話をさせていただきたいと思います。

○西山宗孝委員長 要望でいいですか。

○河津修司委員 はい、要望です。

○磯田毅委員 報告3の台風14号による農林水産関係被害についてお聞きします。

3ページ目の清願寺ダムの事前放流の取組についてでありますけれども、今回は私たちの周りにある排水機場の運営の仕方、実は、私の地区の排水機場は、大雨が予測されたときに、2日とか1日前から事前排水をして大雨に備えているんですけども、こういった事前排水についての取決めとか決まり事というのはどうなっているんですかね。

○永田農地整備課長 ただいま御指摘のありました今回の清願寺ダムの事前放流に似た取組を排水機場でやっているというお話かと思えますけれども、確かにそういう取組は、各地域ごとに、先ほどもお話がありましたように、地域で運転の操作をやってございますので、地域の実情に応じて早めの運転をすとか、そういう取組をして運転されている状況でございます。

今のお話は、こういう取組をもっと広めたらということにつながるのかなと思えますけれども、今後そういったところも参考にしたいと思えます。

農地整備課は以上です。

○磯田毅委員 こういった異常気象が続く中では、そういった事前の取組ということも効率的な運営につながるかと思えますし、先ほどありましたように、急に運転ができなかったという、そのようなことも事前に察知できるわけですので、そういった取組をしっかりと広げていただきたいと思えます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

本日は出席委員が限定されておりますので、その場でお答えできない場合につきましては、後日の回答とさせていただきます。

ございませんか。

○磯田毅委員 やっと、昨日、お米の収穫、稲刈りが始まったわけなんですけれども、今日、実は朝聞いた話なんですけれども、一般の中で、市中の価格というのが非常に下がっているというのを聞いて、実はヒノヒカリの

二等で1万500円とか、そういったことも聞きましたけれども、よその都道府県では、たしか概算金を1,000円から1,500円上げるという話も、この肥料とか燃油等の価格高騰で、そういった動きをする中で、県内の農協での概算金の動きも少しは分かっているかと思えますけれども、その状況についてちょっと教えてください。

○西山宗孝委員長 どこで答えますか。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今磯田委員からお話があった農協の概算金でございますけれども、農協単位でまず概算金が決まるんですけども、経済連からの情報によりますと、去年が千幾らぐらい下がったんですけども、今年も660円下げるといいう情報を聞いておりますが、ただ、他県は、確かに東日本は上がっております。千幾らぐらい燃油高騰を加味しまして上げるという話です。実は、うちの去年の価格は千幾ら下げたんですが、東北、東日本よりもそんなに下げているので、今年660円下がったんですが、同水準の価格になってはいます。

ただ、米が下がっているというのはよろしくありませんので、今後しっかり販売拡大、東日本に負けられないような米作りをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○磯田毅委員 政府もこういう対策をいろいろ取っていますけれども、最終的にはやっぱり価格であるというのが本筋かと思えますけれども、下がっているということは、多分今年の品質はよくできていると思えますし、くず米も少ないと聞いていますので、主流としては上がるかと思えますけれども、660円下がるということは、私はびっくりして、1万円かと今日気づいたんですけども、やっぱりそこあたりはもう少し何か考えてもらいた

いと。農協の経営もありますのでなかなか難しいとは思いますが、そういう状況を皆さんで共有してもらえればと思って発言しました。

○西山宗孝委員長 要望ということで、よろしいですか。

○磯田毅委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 国のほうでは、水源活用交付金を今後5年間で水張りをしない水田については交付しないという方針だと聞いておりますが、実際そうなんですかね。

そうしたときに、我々阿蘇のほうでも、水路がしっかりあるところは何とか水を張ろうと思えばできるかもしれませんが、地下水を利用しているところ、もう何十年も、地震でもうポンプが使えなくなって10年近くたっているとか、そういったところでは、もう水を張ろうと思っても張れないような状況なんですよね。そういうようなところで、今後5年間で水張りをしないところには交付しないというようなことになる、それを荒地になっているところを何とか維持している農家にとっては非常に困るわけですし、その辺の、国の制度ですけれども、これについて県としてどのように、今後もしそういったことを言われたらどう対応していくのかをお聞きしたいと思います。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

ただいま河津委員からお話がありました水田活用交付金の話ですけれども、今後5年間しなかったやつは令和9年度から交付対象から外すという話をお聞きしております。

委員おっしゃるとおり、地震によって水が

来ない地域でありますとか、特に中山間地ですけれども、既に転作が固定しております、水稻以外の作物、例えば麦とかそばとか、そういったものが既に定着している地域がございます、今さら水を張れと言ってもなかなか難しいという話はいろいろ聞いております。

そういった情報を、現地の課題あたりは集約しまして、国に数回ほど報告をさせていただいておりますし、我々としても当然、交付金がなくなれば経営が立ち行かなくなるということで、耕作放棄地の懸念もされるところでございますので、しっかりそこは畑作物の支援を拡充するとか、そういった要望も今後していかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

まずは、安心して現在の経営が引き続きできるように、要望なり何なりやっていきたいというふうに思っております。

○河津修司委員 今言われたとおり、特に中山間地域は、なかなか水路の確保なんか難しい状況に、地震以降は特にそういう状況でありますし、そういったこととか、やはり荒地になっているところを何とかそうならないために引き受けて、そういった若手というか、ようやく立ち上げた農業に、新規就農で入ってきた若手も一生懸命頑張っているのが、交付金が来ないとちょっと経営的には無理だと、もうやめにやいかぬという話になっておるもんだから。その辺のところは国の事業ですから、我々が、また国会議員ともちゃんと相談しながら、しっかりその辺の対策、活用交付金ができないというならば、それに代わるものとして何か、やっぱり中山間地域には考えていかないと、もうこれから先の農業経営はやっていけないというふうな状況になりますから、その辺のところは県と一緒に我々もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○西山宗孝委員長 いいですか。

○河津修司委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長